

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2361号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

近年、介護保険への対応もあつて、広域連携にかかわる取り組みが、急速に展開している。基盤となる人口が少ない小都市や農山村で、住民にレベルの高いサービスを提供するためには、隣接する市町村との間の広域連携は必然であり、ぜひともさまざまな工夫のもとに進めていただきたいところである。しかしその一方で、都市から遠距離にある地域から新しい経済的な活力を生み出すためには、まず地域内のさまざまな力と要素を連携させることが大事だということを忘れてはならないように思う。

最近農山村において六次産業化ということがよくいわれる。従来のタイプの農林業では自らの取り分がいくらもないので、一次産品に加工して付加価値をつけ、さらにそれを販売するところまでを地元の組織に取り込んで利益を大きくすべしという考え方である。しかし小規模町村では、農業や林業その他の産業のどれをとってもたいした規模にはならず、この作業を産業タテ割にやっていたのでは不十分である。さまざま

地域内連携の大切さ

な産業部門の間に連携の可能性を見つけ出し、それを行政がコーディネートして、産業部門を超えた複合化を実現することによって、さらに地元の取り分を増やすことが必要なのではないだろうか。

農協や森林組合といった半公的な経済組織が、タテ割りに広域合併を進めたことは、このような内的な力の結集による産業育成の可能性を弱めたのではないかと、筆者は危惧している。高知県の馬路村は、農協の広域合併に背を向けて独自の路線を歩んでいる奥地山村であるが、この農協で二十五億円もの販売額を誇るユズ加工産業が育った背景には、行政を始め、地域内のさまざまな力が関わっている。ヒアリングにお邪魔した役場の会議室には、村長・役場職員のほかにもユズ産業の立役者、森林組合と新しい第三セクターの職員などが一同に会し、彼ら同士の活発な会話の中に貴重な話を伺うことができた。都市で異業種交流が行われているように、産業の連携はまず人の連携からという見本を見せられた思いであった。

政 策	歳入中立で税源移譲など提言 = 地方分権推進委員会最終報告.....(2)
活 動	分権推進委の最終報告で談話 = 地方六団体(3)
随 想	はるなの四季群馬県榛名町長 石井清一.....(12)
随 想	町づくりと都市間交流島根県町村会長・仁多町長 岩田一郎.....(14)



雨あがりのニッコークスゲ

もくじ

地方分権推進委員会

最終報告

歳入中立で税源移譲など提言

地方分権推進委員会（諸井虔委員長）は六月一四日、「分権型社会の創造 その道筋」と題する最終報告をまとめ、小泉首相に提出した。機関委任事務制度の廃止など六年間にわたる同委員会の活動を「第一次分権改革」と位置づけ、引き続き第二次、第三次の分権改革の必要性を強調。そのための改革課題に「地方税財源の充実確保策」を挙げた。具体的には、地方自治体の「歳入・歳出の自由度」を高めるため、所得税など偏在性の少ない税を中心に地方へ税源移譲する一方、国の依存財源である国庫補助負担金や地方交付税の削減も提言するなど、税源の乏しい町村には大きな影響が予想される内容も盛り込んだのが特徴。同報告を受けて、小泉首相は七月にも地方分権を審議する新たな審議機関を設ける意向を表明、地方税財源の具体的な移譲論議は今後、同審議機関に舞台を移す。

未完の一次分権改革

最終報告は、「はじめに」と第一章「第一次分権改革を回顧して」、第二章「第一次分権改革の完全実施を求めて その後の監視活動の結果 報告と要請」、第三章「第二次分権改革の始動に向けて 地方税財源の充実確保策についての提言」、第四章「分権改革の更なる飛躍を展望して」、「おわりに」の六部構成。

第一章では、今回の分権改革の理念を明治維新・戦後改革に次ぐ「第三の改革」と位置づけ、旧来の中央集権型行政システムから住民主導の個性的で総合的な行政システムへ、「画一から多様へ」という時代の流れに対応することを今次分権改革の基本目標に設定したと指摘。その上で、今回の分権改革の成果として①機関委任事務制度の廃止を中心とした通達等による関与の縮小廃止②

置規制の緩和廃止③補助事業の整理縮小、補助条件の緩和などを挙げた。同時に、今次の分権改革は「ベースキャン」を設営した段階にすぎない。「分権型社会の創造という究極目標からは、未完の第一次分権改革だ」と指摘し、「続いて第二次、第三次の分権改革を断行しなければならぬ」とした。そして、「第二次分権改革の焦点は、地方税財源の充実確保策とこれを実現するための必要関連諸方策だ」と明記した。

同時に、「地方公共団体関係者や住民への訴え」として、地方公共団体関係者に対し①意識改革を徹底し、第一次分権改革の成果を最大限に活用し、自治能力を実証②自己決定・自己責任の原理貫徹は地方公共団体側にも痛みを伴うが、社会再活性化のため受忍しなければならない苦痛だ③国・地方の危機的な財政状況を構造改革の好機と捉え、国の依存心を払拭し自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索してほしいと要請。併せて、「自主的な合併の推進は、こうした努力を結実させるための有力な選択肢であることも認識してほしい」と訴えた。また、第二章では、これまでの勤

告等で指摘した①法令に基づかない関与や事務の義務付け規定の排除など従前の通達の見直し②法律・政令による法定受託事務の新設等の際のメルクマールの遵守③直轄事業・直轄公物の縮減や関係自治体からの意見聴取手続きの法令化等の検討④全総など各種開発・整備計画の見直し⑤国庫補助負担金の整理合理化と補助金の削減計画の策定 など第一次分権改革の監視活動の結果を報告。その上で、勤告等の指摘事項の中にはまだ改善されていないものがあるほか、新たに設けられる法定受託事務や関与等を地方分権の趣旨に沿ったものとするため、今後監視活動のための仕組み・体制が必要だと指摘した。

税源移譲で交付税は削減

次いで、第三章では「第二次分権改革の始動に向けて」として、地方税財源の充実確保策を提言した。今回の最終報告では、第二次勤告が国庫補助負担金の削減等に主眼を置いた対し、「国と地方の税源配分のあり方の改革」というアプローチから再検討。地方公共団体の歳入・歳出の増額ではなく、「地方公共団体の財政面の自由度を高める」ことを目的としたのが特徴だ。このため「国から地方への税源移譲により地方税源の充実を図っていく必要がある」が、「その際、税源移譲額に相当する国庫補助負担金や地方交付税の額を減額するなど歳入中立を原則とすべきだ」との方針を打ち出した。歳出に

活 動

ついても「国の関与の廃止・縮減や法令等による歳出や事務事業の義務付けの見直しを行い、自由度を高めていく必要がある」とした。これにより、住民の受益と負担関係が明確になり、住民の身近なところで歳出チェックもよりきびしくなり、国・地方を通じた歳出抑制効果が働いた

分権推進委の最終報告で談話

地方六団体

全国町村会など地方六団体は、六月十四日、地方分権推進委員会のまとめた最終報告について次のとおり会長談話を発表した。

地方分権推進委員会の最終報告について（会長談話）

地方分権推進法のもとに行われた今次の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮小を中心として、地方自治の歴史に残る画期的なものである。これは、地方分権推進委員会委員をはじめとする関係者各位の大変なご尽力がなければ到底実現することができなかったものであり、心から感謝し、敬意を表するものである。

最終報告は、これまでの改革をあげて「第一次分権改革」として総括した上、事務事業のさらなる移譲、地方税財源の充実確保などを今後の課題として明示するとともに、監視活動の継続の必要性を指摘している

め、国民全体の負担も軽減されるとした。

その上で、個別税目について①国の所得税が基幹税であることに留意しつつ、税源移譲により個人住民税の最低税率を引き上げること、個人所得課税に占める個人住民税の割合を相当程度高めることが望ましい

る。特に地方税財源の充実確保に

ついては、引き続き「第二次分権改革」の始動に向けてまず取り組むべき課題として、個別税目の方向を含め、地方税の充実を中心とする具体的な提言を行っている。これは、今後の基本的な方向を示すものとして貴重な意見であり、高く評価するものである。ただ、今回の提言は、歳入中立という制約された前提のもとで行われたため、地方公共団体の自主性を高める基本的な考え方を示すものとなっているが、地方公共団体にとつては、当面、巨額の財源不足への対応も織り込んだ地方税財源の充実確保が喫緊の課題となっているところである。

最終報告は、この点も重要な問題点として認識しつつ、国、地方公共団体を通ずる財政構造改革において地方財政制度全般の具体的なあり方が課題となることを視野に入れ、第二次分権改革」のためには、監視活

②地方消費税を福祉など幅広い財政需要を賄う税として位置づけを高めることが適当であり、消費税の一定部分を地方消費税に組み換えることも検討すべき③法人事業税については、税負担の公平性・税の性格の明確化、基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から外形標準課税の早期

動を含め、地方分権推進の観点に立った専門的な検討を行う機関が必要であることを指摘している。

我々も同感である。地方六団体は、地方分権推進のための監視活動を行うつつ、地方税財源充実確保方策をはじめとする重要課題の解決を図るため、幅広い有識者から構成され、政府の他の機関から独立し、調査審議はもとより、政府に対する勧告等を行う機能を有する公の機関を設け、引き続き地方分権推進体制を維持するよう、既に強く要望したところであり、国においては、速やかに必要な措置を講ずるよう重ねて強く要望するものである。

また、最終報告においては、地方自治運営のあり方についても指摘されている。我々はこれを重く受け止めるとともに、これまでの分権改革の成果を十分活かし、分権型社会の形成に向け一層努力する所存である。地方分権推進委員会委員をはじめとする関係者各位のこれまでのご尽力に対し、重ねて厚くお礼を申し上げる次第である。

導入を図るべき④たばこ税など個人間接税は、国税からの税源移譲を含め充実を図るべき⑤環境関連税制は、地方公共団体が環境対策に果たしている役割をふまえ地方税での対応も考えていくべきで、課税自主権の活用により有効に対応できる分野もある」とした。

なお、課税自主権については「地方税源の充実確保のため自主課税の努力も必要だ」と指摘。法定外税のほか超過課税などの活用についても幅広く検討を求めた。なお、国・地方を通じて主要な税源は既に法定税目となっているため、「課税自主権の発揮のみで地方税源を量的に拡充することには限界もある」と指摘。併せて、独自課税が法人等に限定して負担を求めめる傾向にも注意を促した。

同時に、「歳入中立」で税源移譲を行うと団体によつては全体としての財源が減ることになると指摘。このため、大幅な税源移譲が実施された場合には①新たな財政調整の仕組み②大都市の地方税財政制度のあり方についても検討を求めた。

さらに、税源移譲に伴う国庫補助負担金と地方交付税の削減について、国庫補助負担金は真に必要なものに限定しそれ以外は廃止するよう提言。地方交付税については、「財政力格差の是正という地方交付税制度の役割は依然として重要」としつつ、「地方歳出の増大を招いている」「現在の財政調整は手厚すぎる」などの批判を踏まえて、①国による歳出や

政 策

事務事業の義務付けの廃止・緩和と基準財政需要額の算定方法の簡素化
 ②事業費補正の対象事業の範囲の見直しと重点化
 ③行政運営の効率化・合理化の要請を的確に反映する仕組み
 ④地方の課税努力、税源涵養努力を促す仕組み について検討を求めた。併せて、地方交付税を国の一般会計を通さず特別会計に直接繰り入れることも提言した。

今後の課題に六項目

第四章では、「この未完の分権改革を更に完成に近づけるには、まだまだ多くの改革課題が残っている」と指摘。その具体的な課題として①地方財政秩序の分権型社会への再構築②地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和③地方分権や市町村合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みの検討④「補完性の原理」に照らした事務事業の移譲⑤制度規制の緩和と住民自治の拡充方策⑥憲法九二条「地方自治の本旨」の具体化の六項目を挙げた。

うち「新たな地方自治の仕組み」では、市町村合併の進捗具合によっては基礎的の地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的地方公共団体の都道府県のあり方の方の見直しも視野に入れた「新たな地方自治制度に関する様々な提言がより現実性を帯びてくる可能性がある」と指摘した。また「事務事業の移譲」では「補完性の原理」に基づき市町村、都道府県、国の相互間の事務事

業の分担関係の見直しを提言。特に、国から都道府県、市町村への事務移譲だけでなく、逆に市町村から都道府県、都道府県から国への移譲もありうるとの考えを示した。さらに、「住民自治の拡充策」では地方公共団体の組織形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制の緩和も真剣に議論すべきだとした。具体的には、地方議会議員の選挙制度や定数、地方議会と首長の権限関係、執行機関のあり方など地方公共団体の組織形態や住民自治の仕組みを自由に選択できる権能を地方公共団体に与えることも第三次分権改革の中心の検討課題になるとした。このほか、「地方自治の本旨」については、地方分権一括法で新たな「立法原則」「解釈・運用原則」(地方自治に関する法令は国と地方の役割分担を踏まえるなど)が盛り込まれたことを評価する一方、「分権型社会の制度保障をより一層確固たるものにするには、この種の立法原則を一段と豊かに具体化する必要がある」とした。

最終報告は、以上の提言などを踏まえて「おわりに」で、第一次分権改革の監視と第二次分権を始動させるため、地方分権推進委員会の解散後も、専門的な検討機関を設置し、引き続き分権改革に取り組むよう要請した。併せて、同後継機関については①独立の事務局を設置②同事務局には地方公共団体からの派遣職員も加える ことも求めた。

(自治日報社 井田正夫)

地方分権推進委員会
 最終報告の概要
 分権型社会の創造・その道筋

はじめに(略)

総理大臣からの要請に対する延長後の調査審議等の経緯

第一章 第一次地方分権改革を回顧して(抜粋)

一、分権改革の理念・目的
 画一から多様へ(国・県・市町村を対等協力の関係へ変革、地域社会の自己決定・自己責任の自由領域の拡大)

二、分権改革の主要な成果

- (1) 団体自治の拡充
- (2) 広い意味での関与の縮小廃止方策に主眼
- (3) 通達等による関与の縮小廃止(機関委任事務の廃止)
- (4) 必置規制の緩和廃止
- (5) 補助事業の整理縮小、補助条件の緩和

三、未完の分権改革

第二次分権改革の焦点は、地方税財源の充実確保方策とこれを実現するために必要な関連諸方策。

四、地方税財源問題の経緯と委員会の基本姿勢

委員会の目的意識「地方税収入と歳出の乖離の縮小。」

委員会の基本姿勢「(1)歳入中立を前提、(2)地方の財政面の自由度を高めることが目的、(3)国と地方の関係の構造改革なくして国と地方を通

ずる財政再建なし)

五、地方公共団体の関係者及び住民への訴え

(1) 地方公共団体関係者の意識改革を徹底(第一次分権改革の成果を最大限活用し、地方公共団体の自治能力の実証を)。
 (2) 地域住民による自己決定・自己責任の貫徹を。
 (3) 行政サービスの取捨選択の方途を地域住民に問ひかけ、徹底した歳出の削減を。
 (4) 男女共同参画社会の実現に向けた更なる自覚的努力を。
 (5) 住民への訴え

第二章 第一次分権改革の完全実施を求めて

(その後の監視活動の結果報告と要請)(抜粋)

一、従前の通達等の見直し(法令に基づかない関与や事務の義務付け規定の排除)

二、法律・政令による法定受託事務の新設等(メルクマールの遵守)

三、直轄事業・直轄公物の縮減(基準の法令への明示、関係地方公共団体からの意見聴取手続の法令化の検討)

四、各種開発・整備計画の見直し(総と地方団体の施策の関係の法制化、計画策定の際の地方からの意見聴取手続の仕組み)

五、国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策(区分結果の適切な方法による明記、国庫補助金の削減計画の策定)

政 策

六、個別法に関する諸点（廃棄物処理法）
七、監視活動のための仕組み・体制が必要

第三章 第二次分権改革の
始動に向けて

地方税財源充実確保方策について
の提言

I 地方税財源充実確保の基本的
的視点

一、地方税源充実への取組みに
関する基本的方向

(1)地方税源については、地方分権を
更に推進するため、既に第二次勧告
等で述べたように、地方の歳出規模
と地方税収との乖離の縮小、住民の
受益と負担の対応関係の明確化など
の観点から、その充実確保を図って
いくべきである。

地方歳出と地方税収の乖離縮小の
ためには、歳入・歳出両面の見直し
が必要であるが、歳入面に関しては、
基本的に歳入の質を第一に考え、歳
入面での自由度を増し、地方歳入中
に占める一般財源、特に地方税収入
の割合を高めることで受益と負担の
関係を強化することができる。地方
公共団体の施策の実施に必要な財源
の相当部分は当該地域からの税収で
賄い、財政力の弱い地域には一般
な財政調整制度で対応し、個別事業
に係る国庫補助負担金は真に必要な
ものに限るという方向が、望ましい
方向である。

ら、地方税収入の割合を高めていく
ことは、現在の国・地方を通ずる厳
しい財政状況等を踏まえた観点に照
らしても、必ずしも地方公共団体の
歳入の量自体を増やすことを意味す
るものではない。国・地方を通じた
現在の租税負担率に制度的変更を加
えない前提で地方税源の充実を行う
ためには、国から地方への税源移譲
により地方税源の充実を図っていく
必要があり、その際には、税源移譲
額に相当する国庫補助負担金や地方
交付税の額を減額するなどにより、
歳入中立を原則とすべきであると考
える。

(3)また、歳入面の見直しと併せて、
歳出についても、国の関与の廃止・
縮減や法令等による歳出や事務事業
の義務付けの見直しを行い歳出の自
由度を高めていくことが必要であ
り、これにより歳入・歳出両面の自
由度を併せ増やしていくことが地方
分権の実現にとって不可欠な要素で
ある。

二、地方税源充実の理由と考慮
すべき事項

(1)このように地方の自主財源である
地方税源の充実を必要とする背景と
しては、画一から多様へとという流れ
の中で、自立性を高める方向での制
度設計の選択が迫られていることが
挙げられる。また、真の意味の地域
社会の活性化も、こうした自立性を
高める制度改革により促進されるこ
とになる。

(2)わが国は、国・地方を通ずる長期

債務残高が平成十三年度末で六百六
十六兆円に達することが見込まれる
など、国・地方ともに極めて厳しい
財政環境にあり、財政構造改革の実
現が大きな課題となっている。また、
わが国の置かれている経済環境を見
た場合、右肩上がりの経済成長の終
焉、少子高齢化の進行を考えれば、
国全体の資源配分という観点から
も、新たな国・地方間の財政関係の
仕組みの構築が必要とされている。
地方税源をより多くすることで、受
益と負担の意識が高まり、その結果、
国全体の資源配分も適正化されてい
くものと考えられる。

行政サービスの受益と負担の関係
を明確化するほど、地域で求められ
る福祉水準をいかに効果的に達成で
きるかという自治体間の知恵の競争
が活発化することになる。また税財
政面の自己決定権の拡充及びその発
揮により、住民の声が地域の行政
サービスのあり方に反映されやすい
仕組みができあがることにもなる。

(3)他方で、障害者福祉、生活保護
義務教育など国がどこまで画一的に
基準を定めるべきかという点につ
いて見直しの必要性はあるにせよ、そ
のコストについて社会全体で支える
べき分野もある。また、地域によつ
ては、自主税源だけでは地域の最小
限の行政水準さえ賄えない地方公共
団体が出ることが予想されるため、
地域社会の存立という理念にも配慮
し、財政調整制度を活用していく必
要がある。

(4)なお、地方分権時代の行政の主役

である地方公共団体の側において
も、少子高齢社会を迎える中、合併
及び行政改革の推進等により、新し
い時代の地方自治の担い手としてふ
さわしい行政体制を整備することが
併せて必要であることはもちろんで
ある。また、地方行政運営につ
いても更なる厳しさが求められてい
る。

三、地方税源の充実と財政構造
改革

(1)地方財政の急速な悪化は、個々の
地方公共団体の財政事情について
は、個々の地方公共団体の財政運営
の取組みによる場合もあるが、地方
財政全体としては、国の経済政策の
中で、公共事業の拡大や減税に対す

好評です。ピーターラビット通帳。



三菱のビッグ
スーパー
三菱のビット

三菱信託銀行 本 店
電話03-3212-1211

©Fredrick Warne & Co.Ltd. Licensed by Fukukinkan Shoten

政 策

る協力を求められ、地方公共団体もこれに応じてきたことが主要な要因となっており、他の先進国において、地方公共団体がわが国のような規模で財政赤字と借金を背負っている例はない。

(2)今回委員会で検討の対象とした地方税財源の確保方策の基本的目的は、地方の収入を増やすことではなく、収入の質の転換を図ることにある。収入の質の転換を図ることにより、住民に身近なところで歳出チエックがより厳しくなることもあって、国・地方を通じての歳出抑制効果が働き、国民全体の負担もむしろ軽減されることになる。したがって、税財源の地方分権は、国・地方を通ずる行財政全体の構造改革にとつても重要な要素であり、むしろ不可欠の手段だといえる。

その意味で、今後その具体策の検討に当たり、少なくとも地方税源充実の選択肢とそれに対応する留意事項などについて、財政構造改革の議論等との整合性も踏まえつつ、十分に検討しておく必要がある。

(3)なお、国・地方を通ずる構造的財源不足の解消方策について、今後、財政構造改革の議論の中で検討していく必要があるが、今後二一世紀において地方公共団体が果たしていく役割の重要性等に鑑み、地方歳出と地方税収の乖離の縮小、今後の国と地方の役割分担のあり方、財政状況等を踏まえつつ、租税負担率を見直す際には地方税源への配分について特に重視していく必要があると考え

る。

Ⅱ 地方税源の充実策

一、地方税充実確保の方向

(1)地方税源充実は、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくという方向で考えるべきであり、特に税源移譲に伴う地方財源の偏在を抑制するためにも、地域的偏在の少ない地方税体系構築が必要である。

(2)この場合、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡充及びその発揮を税財政面において適切に担保していくためには、地方税の中でも特に基幹税目の更なる充実が不可欠である。

地方税の基幹税目の充実に当たっては、個々の税目の充実方策を検討することが必要であり、実際にそれらをどのように組み合わせどのようなタイミングで地方税源充実を図るのが重要な課題である。

(3)三千三百弱の地方公共団体のうち、不交付団体が数えるほどしかないということは、現在の地方自主財源の乏しさを象徴している。地方税源の充実に伴い、地方公共団体の自主税源比率を高めることは望ましいが、一方でその具体的目標数値を計数的に示していくのは困難でもある。また、不交付団体数の目標設定も困難ではあるが、少なくとも、できるだけ不交付団体の数が増加するような姿が望ましい。

(4)以上のような観点を踏まえ、地方

分権を更に推進するため、個別税目について次のような具体的充実の方向が必要であると考える。

(個人住民税)

個人住民税については、都道府県、市町村にとつての基幹税目として更なる充実を図るべきである。国・地方の個人所得課税のあり方については、国の所得税が所得再配分機能などを担う基幹税であることに留意しつつ、全体としての個人所得課税の税負担に変更を加えないとの前提の下で、税源移譲により、個人住民税の最低税率を引き上げることにより、個人所得課税に占める個人住民税の割合を相当程度高めていくことが望ましい。その際には個人住民税のより比例的な税率構造の構築と課税ベースの拡大により、広く住民が地域社会のコストを負担する仕組みとすべきである。また、均等割の水準についても、過大な負担とならないよう配慮しつつ、見直しを図る必要がある。

(地方消費税)

地方消費税については、今後の消費税のあり方の議論の中で、福祉をはじめとする幅広い財政需要を賄う税として、その位置付けを高め、その充実を基本に検討することが適当である。この場合、地方交付税原資として組み入れられている消費税の一定部分を地方消費税に組み替えることも検討すべきである。

(固定資産税)

固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に

存在する一般的な受益関係に着目して課税されるものであり、応益性という地方税の基本的性格を具現したものであるとともに、市町村財政を支える基幹税目であり、引き続きその安定的確保に努めていくべきである。

(法人事業税)

法人事業税については、税負担の公平性、税の性格の明確化、基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、外形標準課税の導入が必要であり、昨年十一月自治省から提示された具体案は、課税標準として法人の生み出す付加価値を的確に捉え、現在の所得課税に比べ、薄く、広く、公平な課税を図るうとするものであつて、現行の所得課税よりも優れている。今後、これまでの議論を参考にしつつ、外形標準課税の早期導入を図るべきである。

(個別間接税)

たばこ税などの個別間接税については、偏在が少なく地方税になじむ税源であり、国税からの税源移譲を含め、その充実を図るべきである。

(環境関連税制)

国・地方を通じた環境関連税制の検討に当たっては、地方公共団体が環境対策面において果たしている役割を踏まえた対応が必要であり、地域的環境問題はもとより、地球環境問題についても、地方公共団体が地球温暖化対策の面でも相当な役割を担っていること、流通・消費段階で課税される場合に、用途に応じた課税措置が可能となること、さらに消

政 策

費者へのインセンティブ効果が期待されること等の観点から、地方税での対応も考えていくべきである。また、課税自主権の活用により、有効に対応できる分野もあると考えられる。

二 課税自主権の尊重と租税原則

(1) 地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実に努めるとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。

国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされており、課税自主権の発揮のみで地方税源を量的に拡充することには限界もあるが、独自課税については、制度立案の過程で、納税者を含めた関係者の意見を聞き、受益と負担の関係をより意識する議論が行われるという意義も評価すべきである。地域の特色を踏まえた独自税源の充実が、地方公共団体の行政運営に対する住民の参加と関心を呼び起こす契機ともなる側面を考えれば、地方独自税源開拓の意義は大きい。

(2) 自主課税の実施に当たって、対象を法人等に限定して負担を求めるといった傾向には留意が必要であり、また、独自課税を検討する場合にも、負担の公平等の租税原則等との関係を十分に踏まえ、納税義務者等に対する十分な説明を行い、理解を得るよう努める必要があることは言うまでもない。

三 地方税務執行面の機能の充実
今後の地方税源充実に考えるに当たり、地方税務執行面のサポートを強化するための研修・執行機能の充実についても検討を行うていくべきである。

III 地方税源充実に伴い発生する偏在問題

(1) 地方税源の充実を行う場合、地域ごとの税収の偏在は大きな問題となる。歳入中立の前提で税源移譲を行うこととすると、財政力の高い団体に帰属する税収分についてはそれ以外の団体に回る収入が減ることとなる結果、団体によっては、全体としての財源が減るということになる。もちろん個々の団体の増減は、歳入中立の下でも設定条件の置き方次第で異なってくる。

(2) 税源移譲による地方税の増収がある程度地域的に偏在するのは不可避であるが、できるだけ偏在の少ないものとする必要がある。税制面においては、偏在の少ない税目を中心に税源移譲を考えることが重要であり、また法人事業税の外形標準化により税収の偏在が緩和される効果も期待できる。

(3) また、財源面の格差については、従来の財政調整制度による対応に加え、税源移譲の規模によっては、さらに、新たな財政調整の仕組み、巨大都市の地方税財政制度のあり方などの検討も今後考える必要がある。

IV 地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革

一、基本的考え方

税財政面での地方の自己決定権の拡充には、地方税額の充実に努める一方で、地方歳出に対する国の関与や法令等による歳出、事務事業の義務付けの廃止・縮小が必要であり、歳入・歳出の両面での自己決定権の拡充及びその発揮こそが真の意味での地方自治を可能ならしめるといえる。そして、地方税源充実に伴う国の地方への移転的支出の削減に当たっては、まず国の関与の強い特定財源である国庫補助負担金を対象にすべきである。

二、国庫補助負担金の改革の方向

(1) 国庫補助負担金を通じて、これまで、全国くまなくナショナルミニマムの行政水準を浸透させてきた効果は認められる。一方で、国庫補助負担金は、コスト意識の希薄さや責任の所在の不明確さなど様々な問題を発生させており、また、受益と負担の乖離により、中には必ずしも地域の行政需要に合致しないものも横行してきている。

(2) 国庫補助負担金は真に必要なものに限定し、それ以外のものは廃止することを原則とした上で、引き続き当該事務事業の実施が必要な場合には、所要の財源を地方一般財源に振り替えていくべきである。そのうち

あなたの思いをカタチにします。

- ヒ ッ ト
- ト リ グ ル
- ビ ッ グ 2年・5年
- ス ー パ ー 定 期
- カ ー ド ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン
- 不 動 産

住友信託銀行

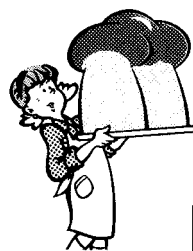
資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレホンバンクセンター ☎0120-780-890
音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 [2] を押してください。
オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く) 月～金曜日

選ぶなら東洋の

元金保証
安全・確実

ビッグ

〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。



東洋信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

政 策

国庫補助金については、第二次勧告等に沿って整理合理化を行うべきである。国庫負担金については、国と地方の役割分担を整理する中で、対象となる分野の限定、あるいは事業の重点化を図っていく必要がある、大幅な整理も視野に入れるべきである。

国庫補助負担金の内容の改善として、包括交付金化、統合補助金の大幅拡充などについても広く検討すべきである。

(3) 国庫補助負担金の抜本的な整理合理化により、各種補助金関連業務の縮減、簡素化等が図られ、国・地方を通じた行政のスリム化にも大きな効果をもたらすことが想定される。

三、地方交付税の改革の方向

(1) 税源移譲による歳入中立の前提の下での地方税の充実に伴い、地方交付税の総額は減少することが見込まれるが、地域間の税源の偏在により、財政力の格差が拡大する可能性があることから、財政力の格差を是正するという地方交付税制度の役割は依然として重要であると考えられる。

(2) これまで地方交付税は、国で定められた一定水準の行政サービスを国民が全国各地で生活しても享受できるようにし、その結果として地域社会の存立基盤を守ってきた。

その一方で、行政サービスと自己負担の間の緊張関係が損なわれ、地方歳出の拡大を招いているのではないかと指摘がなされ、地方交付税を大きく縮小すべき、あるいは現行

の地方交付税制度による財政調整は手厚すぎるものとなっているので、人口一人当たりの税収格差の是正のレベルに留めるべきではないかとの指摘が行われている。

これらの指摘に関しては、地方交付税の主要な機能は、国が法令や予算により定めた政策を財源的に担保することであり、この財政需要は必ずしも人口比例ではない以上、一人当たりの税収格差は正では不十分であるという問題がある。このため、地方交付税の総量の縮小や配分基準の簡素化の議論は、法令による歳出や事務事業の義務付け、補助負担金等による国の関与の廃止・縮小と一体として検討していかなければならない。

(3) このような観点を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応して、地方交付税の算定については、次のような見直しが必要であると考えられる。

- ・ 国による歳出や事務事業の義務付けの廃止・緩和を進めるとともに、地域の实情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、基準財政需要額の算定方法のあり方の検討を行い、その一層の簡素化等の見直しを図るべきである。

- ・ 事業費補正による算定については、対象となる事業の範囲を見直し、特に必要なものに重点化していくべきである。

- ・ 行政運営の効率化・合理化の要請を的確に反映するよう見直しを図るべきである。

- ・ 地方の課税努力、税源涵養努力、独自税源充実の自助努力を更に促すような仕組みの検討を行うべきである。

(4) また、地方交付税について、国の一般会計を通ずることなく、国税収納整理資金から地方交付税特別会計に繰り入れる措置については、国の一般会計において主要税目の状況を一覽性ある形で示す必要がある等の観点から問題があるとの意見もあるが、地方の固有財源としての地方交付税の性格を明確化するために、この際検討を行うべきである。

四 地方債資金の円滑な調達

地方税源の充実確保によるこれからの税財政面での地方の自己決定権の拡充に伴い、地方公共団体が資金を安定的・円滑に調達できるよう、地方債の共同発行機関の重要性が増していくものと考えられるので、その問題についての検討が今後必要であると考えられる。

V 今後の検討に当たって

地方税源の充実策については、現実的には、国・地方を通ずる財政構造改革の際に実施することになるものとも考えられるが、既に述べたとおり、少なくとも地方税源充実の選択肢とこれに対応する留意事項などについて、財政構造改革の議論等との整合性も踏まえつつ、十分に検討しておく必要がある。そしてその際には、国と地方の事務配分のあり方、国による地方への歳出や事務事業の

義務付けのあり方も含めた地方財政制度全般について、画一から多様へと時代の流れを踏まえつつ、地方分権推進の視点に立った具体的なかつ専門的な検討を行う場が必要である。

第四章 分権改革の更なる飛躍を展望して

委員会が推進してきた今次の分権改革は、既に第一章で述べたように、第一次分権改革というべきものとどまつている。この未完の分権改革をこれから更に完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っている。

これらを大きく分類すれば、以下の六項目に整理することができると考える。

I 地方財政秩序の再構築

まず第一に、地方財政秩序を分権型社会にふさわしい新しい姿に再構築することである。

分権型社会にふさわしい新しい地方財政秩序を再構築していくためには、今回の委員会の提言に示されている基本的な方向、すなわち、自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域にまで推し広げて地方公共団体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見てもその受益と負担の関係が分かりやすい税財政構造に改めることをもって、改革の大方針としなければならない。

このためには、現行の国税と地方税の税源配分を改め、地方公共団体

政 策

の自主財源である地方税収入を充実にして、その反面で国からの財政移転に依存した依存財源の規模をできるだけ縮減していかなければならない。その際、依存財源のなかでも、使途の特定された財源であるところの国庫補助負担金の縮減を優先し、ついで使途の特定されていない一般財源であるところの地方交付税の縮減を図る方途を探っていく必要がある。

地方公共団体は、自主財源である地方税収入についてその税率設定権を含む課税自主権を積極的に行使し、行政サービス水準と地域住民の地方税負担のバランスの当否を地域住民に問いかけていくべきである。わが国のこれまでの地方自治は、国の地方税法に定められた法定税をその標準税率で課税して得た地方税収入に、国から配分される地方交付税収入や国庫負担金収入、国に申請し交付を受けた国庫補助金収入などを追加した歳入の総額を、いかなる行政サービスに配分するかという「歳出の自治」にのみ専念してきた観があるが、これからの分権型社会の地方自治は、地域住民にどれだけの地方税負担を求めるのかという「歳入の自治」まで含むものでなければならぬ。

Ⅱ 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第二に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施する

しないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第一次分権改革の主要な成果の一つは、国の通達等による関与を大幅に緩和したことであるが、国の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずにとまっている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

また、自主財源である地方税収入をこれまで以上に充実確保したとしても、その反面で国からの依存財源が縮減され、しかも国による事務の義務付けは従前どおりに続くことになれば、地方税収入はこれをすべて国から義務付けられている事務の執行経費に充当せざるを得ないことになりかねない。これでは、地方公共団体には単独事業を行う余裕がなく、独自の個性的な自治体政策を展開することは不可能になる。

さらに、国からの依存財源を縮減する方策の一環として地方交付税の大幅な減額を行おうとすれば、義務的経費の縮減を図らなければならぬ。そのためには、これに先立って国の法令による事務の義務付けや事

うれしい人がそこにいるから。 iモードで届けませんか？ 街の行政情報。

全国自治体ポータルサイト「テレモ*i*情報」。
地域住民との新しいコミュニケーションツールです。

「テレモ*i*情報」は、NTTドコモiモード公式サイトとして、昨年12月4日にサービスを開始しました。コンテンツの中心は、自治体の行政情報。各自治体で発行されている広報誌の内容をカテゴリー別に分けて提供できるほか、道路交通情報や気象・災害情報をリアルタイムで配信します。「テレモ*i*情報」には、すでに主要46都道府県市（2000年12月現在）が参加し、今後も多くの自治体が参加を予定しています。また2001年春より、AUやJフォンなど他キャリアでのサービスも開始予定。地域住民への親密なコンタクトを可能にする「テレモ*i*情報」を、御自治体でもぜひご活用ください。

お申し込み・お問い合わせは

☎03-5489-3800

株式会社 日本文字放送 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-13



快適な
地域ライフの
お手伝い



イメージキャラクター「ブルル」©PADI Corporation

務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和することが不可欠である。それには、全国どこでも一律に最低限度確保されるべきナショナル・ミニマムとは何かを、個別行政サービスごとに厳しく見直す必要がある。その判断基準はその時代時代の社会状況によって変わりが得るものであり、不断の見直しが求められるものだからである。

Ⅲ 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

第三に、平成十七年三月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）に基づいて進められている市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の二層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の当否について、改めて検討を深めることである。

委員会は当初、地方分権推進法の制定以前の段階において隆盛を極めていたいわゆる「受け皿論」をこの際は一時棚上げにし、当面は現行の地方自治制度を前提にして、この体制の下で可能なかぎりの分権を推進することを基本方針としていた。地方分権推進法の制定に至るまでの論議の過程で、その旨の合意が関係者の間に概ね成立していたと理解していたためであった。

しかしながら、市町村合併については分権改革と同時並行して推進すべしとする声が各方面で高まるばかりであった。そこで委員会としては、第一次勧告を提出した時点、すなわら機関委任事務制度の全面廃止が政府内で合意が得られる見通しが立った時点で、市町村合併問題を地方行政体制の整備及び確立方策の重要な一環として調査審議のそ上に載せることとし、第二次勧告において市町村の自主的な合併の積極的な促進方策を勧告したところである。

これから平成十七年三月までの間に市町村合併がどの程度まで進捗するのかによるが、その帰趨によっては基礎的の地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的の地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた先に述べたような新たな地方自治制度に関する様々な提言がより現実性を帯びてくる可能性がある。そして、分権改革が次の第二次分権改革から更に第三次分権改革へと発展する段階になれば、地方自治制度の将来像を明確にする必要に迫られるのではないかと。

Ⅳ 事務事業の移譲

第四に、ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進することである。

すでに第一章で述べたように、第一次分権改革では事務事業の移譲方

策の側面ではあまり大きな成果を上げられなかった。しかしながら、ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合（ICLA）がその世界大会で決議した世界地方自治宣言では、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体を優先し、ついで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うものとするという「補完性の原理」の考え方が謳われている。

わが国の事務事業の分担関係をこの「補完性の原理」に照らして再点検してみれば、国から都道府県へ、都道府県から市区町村へ移譲した方がふさわしい事務事業がまだまだ少なからず存在している一方、これまではともかく今後は、市区町村から都道府県へ、都道府県から国へ移譲した方が状況変化に適合している事務事業も存在しているのではないかとと思われる。分権改革という、事務事業の地域住民に身近なレベルへの移譲にのみ目を向けがちであるが、分権改革の真の目的は事務事業の分担関係を適正化することにあるのである。

Ⅴ 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策

第五に、住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論することである。

地方六団体から委員会に提出された改革要望事項のなかには、地方公共団体の組織の形態に関する画一的な制度規制の緩和を求めるといった趣旨のものは皆無に近かった。委員会もまた、団体自治を拡充することこそ住民自治を拡充するための先決要件であると考えてきた。その結果、第一次分権改革では住民自治の拡充を直接の目的にした勧告事項はごく少数にとどまった。

しかしながら、最近では、地方自治基本法の制定を提唱する動きや地方公共団体で自治基本条例の制定をめざす動きが一部に現れ始めている。この種の動きのなかには、米国に見られる自治憲章制度（Home Rule Charter System）に類似した発想、すなわら、地方議会議員の選挙制度及び定数、地方議会と首長の権限関係、執行機関のあり方など地方公共団体の組織の形態やその他の住民自治の仕組みを自由に選択する権能を地方公共団体に与えるべきだとする発想が窺われる。

わが国の地方分権が更に進展した状況においては、地方自治方等による画一的な制度規制の緩和を求めるとは次第に強まるのではないかと。第三次分権改革では、おそらく、住民自治の拡充方策が最も中心的な検討課題になるのではないかと見込まれる。

Ⅵ 「地方自治の本旨」の具現化

最後に、憲法第八章第九十二条の

政 策

「地方自治の本旨」の内容を具体化し、分権型社会の制度保障を確保するものにする方策を構想することである。

憲法に第八章地方自治が新設されたことはまことに画期的なことであつた。しかし、その限界面にも目を向けなければならない。何よりまず、この第八章には第九十二条ないし第九十五条のわずか四か条しか設けられておらず、先のヨーロッパ地方自治憲章や世界地方自治宣言に定められている地方自治の諸原理に照らせば、そのごく一部しか定められていない。一例を挙げれば、この第八章には地方公共団体の税財政制度を規律する基本原則を定めた条項は皆無である。

しかも、その冒頭の第九十二条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とされていることから、地方自治制度の制度設計はあけて国会の立法に委ねられているかのような誤解を招きかねない。もとより、これは正しい憲法解釈ではあり得ないのであつて、この条項の元来の主旨を生かすべく、「地方自治の本旨」に基いて「を重視する憲法解釈がさまざまに積み重ねられてきた。そしてまた、このたびの地方分権推進一括法で改正された新地方自治法の第一条の二においては、国として、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう

にしなければならない旨を定め、また第二条第十一項及び第十二項においては、地方公共団体に関する法令の規定は、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえるべき旨を定めるなど、いわゆる立法原則及び解釈・運用原則が新たに織り込まれ、「地方自治の本旨」の意味内容を豊かにする方向でそれなりの努力が払われてきている。

しかしながら、はたしてこれで行き届いたであろうか。分権型社会の制度保障をより一層確固たるものにするには、この種の立法原則を更に一段と豊かに具体化していく必要があるのではないか。そうであれば、それはどのような立法形式によるべきなのであろうか。これこそ、将来の分権改革に託された究極の検討課題であろう。

おわりに(略)

- 一、監視活動が第一次分権改革の完全実施達成に貢献。
 - 二、第二次分権改革の始動のための専門的検討機関の設置(監視活動と地方税財源の確保方策)。
- 独立の事務局設置等。

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

建設工事保険

旅行傷害保険

自治会活動保険

各種損害保険・生命保険

全国町村会総合賠償補償保険制度
全国町村会特定疾病保険制度

取扱い代理店

株式会社 千里 (ちさと) 里

(引受保険会社) 損保 = 損害保険会社22社
生保 = アリコ・ジャパン

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国26か所)	福島 024(558)2980	長野 026(285)4764	岡山 086(245)4833	長崎 095(823)9583
	千葉 043(227)2328	岐阜 0584(73)2761	広島 082(844)1067	熊本 096(359)1766
	神奈川 045(453)7663	愛知 056(81)2072	山口 083(928)7886	宮崎 098(32)2789
北海道 011(272)8677	山梨 055(37)7558	三重 059(223)2808	徳島 088(624)1603	鹿児島 099(206)1019
青森 0177(38)2915	新潟 025(283)6650	奈良 0744(29)8281	福岡 092(632)9714	沖縄 098(862)2627
宮城 022(275)0891	石川 076(229)1335	島根 085(37)2163	佐賀 095(29)3145	

随 想

はるなの四季



群馬県 長一 町 清 石 井 名 石

随 想

町名の由来になつてゐる榛名山は、群馬県の中西部に位置し、赤城・妙義と共に上毛三山として古くから多くの人に親しまれてゐます。

榛名富士を頂点に南麓に広がるわが町は、農林業を基盤として発展してきました。梅・梨をはじめとする果樹や畜産、椎茸などの栽培を中心に、県下でも指折りの農業生産を誇ります。

また、一方では千年余の歴史を有する榛名神社、春夏秋冬を通じて多くの人々に親しまれてゐる榛名湖、榛名富士に代表される観光の町でもあります。

湖畔には、天然温泉も湧出し、町営宿舎『ゆうすげ元湯』もあります。豊かな自然と様々な表情をもつ榛名的一端をご紹介します。

『春』 榛名の春は、特産の梅の開花にはじまります。約十二万本

の梅の木が栽培され全町に白とピンクのカーテンを張り巡らした如く咲き薫るさまは壮観です。梅に次いで桜さらに桃・プラム・梨の花と、夏まで町内全域から花の絶えることはありません。

特に今年は、梅の開花が遅れたためそれに次ぐ花が間断なく綻びはじめ、まさに百花繚乱、これに加えて平成十二年群馬花トピアコンクール最優秀賞に輝く町長寿会の花づくり運動が全町くまなく繰り広げられ、真冬の一時を除いて、湖とくだもの里、^{湖とくだもの里} 榛名は花の里でもあります。

『夏』 榛名の夏は男性的です。特に雷雨は豪快です。榛名山上空は、日本でも有数の雷の発生地といわれています。上州名物といわれる所以です。カンカン照りの昼下がり、榛名山上の紺碧の空に、

突如真っ白の入道雲がモクモクと立ちのぼる光景は圧巻です。そのうちに一天にわかにかき曇り、稲光りと共に雷鳴轟き、篠突く雨が降りかかります。小半時もするとやんで、もとの青空に戻り、それまでの蒸し暑さを忘れさせてくれます。

特に、榛名湖畔での夕立ちは雷鳴が周囲の山々にこだまして、腹の底に響きます。また、榛名山の西方浅間山から碓氷峠にかけて、雷雲が発生した時は、異常に雨の降り出すのが早く、山麓の村々では、峠のさんぞく雨といつておりました。刈り取つた麦を三束とたばねる間がないからだとか、全身ずぶ濡れにして着替えを余儀なくされるから、身ぐるみを剥ぐ山賊になぞらえて、そう呼ばれたとかいわれています。

『秋』 榛名の秋は山頂から徐々になつてきます。桜前線が麓から山の上の方へ向つて行くの逆です。八月土用を過ぎると榛名湖畔に吹く風はなんとなく秋めいてきます。赤トンボが群をなして飛び交い、秋の草花が咲き競います。

明治初期から栽培され、県下の生産量を誇る秋の味覚の王者、梨も熟しはじめます。八月最後の日曜日、榛名湖畔での「梨まつり」は大変な賑わいを見せます。九月

下旬ともなれば榛名富士の山頂は色付きはじめ、湖畔では雨が降ればストーブがなくてはなりません。『冬』 高崎市の烏川畔から榛名山を眺めるとき、その山容は朝日に映え、夕日に照らされ、ことさら冬季は紫色に輝きます。まさに山紫水明とはこのことかと合点がゆきます。榛名山を望む県内の各学校の校歌にこの情景がとり入れられ、唄われているのもうなずけます。

正月ともなれば山頂の湖は、結氷しワカサギの穴釣りやスケート、氷上ゴーカートを楽しむ人々で賑わいます。山麓の村々では新春の伝統行事「どんどん焼き」が子供たちの最高の楽しみでした。正月の松飾りを集め、さらに竹や粗朶で小屋を組み、小正月の朝顔やして地域の安泰・無病息災、五穀豊穡を祈る古くから伝わる行事です。小屋づくりの共同作業を通じて子供たちは鉈や鋸の使い方を覚え、山仕事や農作業の基本を学んだものでした。

この時期上州名物の空つ風も吹き荒れます。なんととっても赤城風が有名ですが、榛名山から高崎方面に吹く風もこれに負けません。この冷い風の中でも榛名山麓の梅の花は、春に向かって蕾を膨らませていきます。

情 報

臨時全国町村長大会を開催

7月5日 明治神宮会館で

全国町村会は、7月5日午後1時30分より東京・明治神宮会館において「町村自治確立全国大会・(臨時全国町村長大会)」を開催します。

この大会は、地方自治に関する国の施策ならびに当面する諸問題等について、町村長の総意を結集して宣言、決議、要望を決定し、大会終了後は目的達成のための実行運動を行います。

参加者は全国の町村長をはじめ各都道府県町村会事務局長等関係者など。また、来賓として総務大臣、自由民主党代表者、民主党代表者、全国会議員等に出席を要請しております。

同大会の開催要綱は次のとおりです。

臨時全国町村長大会開催要綱

1. 名称 = 町村自治確立全国大会
2. 目的 = 町村長の総意を結集して、国民一人ひとりが自然の恵みと豊かさを享受できる国土づくりを推進するとともに、町村行財政基盤の強化をはかり、住民が誇りと愛着を持ち、健やかで生きがいを実感できる活力ある地域社会の実現を期する。
3. 日時 = 平成13年7月5日(木)
開会 午後1時30分
4. 会場 = 明治神宮会館
東京都渋谷区神園町1 1
電話03(3379)5511(代表)
5. 出席者 = 全国の町村長、都道府県および郡(地区)町村会の事務局長等
6. 順序
 - ①開会
 - ②全国町村会長あいさつ
 - ③宣言
 - ④来賓あいさつ
 - ⑤議長選出
 - ⑥議事 = 特別決議、宣言、14年度予算施策要望
 - ⑦閉会
7. 来賓祝辞要請者 = 総務大臣、自由民主党代表者、民主党代表者、全国町村議会議長会長

随 想

町づくりと都市間交流



島根県町村会長
仁多町 長
岩田 一 郎



映画、テレビ等でも有名な松本清張の代表作「砂の器」のプロローグとなる、なぞの地名「カメダ」は仁多町の一集落亀高カメダケのことです。

本町は島根県の東南端に位置し広島県と接し、出雲国風土記に「こは豊潤しき小国なり」と記され、古くから良質な仁多米、仁多牛の産地として知られ、又、かつてたたら製鉄が盛んに行われ全国有数の玉鋼の産地として栄えた人口約九千人の町です。

「所得の無いところに定住は無い」を理念に町民所得の向上を目指し、十五年前から菌床椎茸栽培に取り組み、今ではエターンを含め三十五戸で年間八億円の売上となり、椎茸関連で約二百人余の雇用の場の創出を見ております。又「仁多米」は平成十年には全国食

又、上下水道の整備を急ピツチで進めるとともに平成七年度に有線放送電話施設の改修をした際に将来のIT化に対応するため、幹線に光ファイバー四三キロを敷設、平成九年に有線テレビを整備、全戸が加入し、現在既設の光ファイバー網を使って高速・大容量のインターネット事業を進めております。

又、保健・医療・福祉関連では老人保健施設、特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、デイサービス等の施設を整備し、平成十一年五月には約五十八億円余をもつて療養型病床四十六床を増床し百四十四床、十一科の診療科を備えた町立仁多病院の移転新築を終え、併せて健康センターを整備し、先般二〇〇〇年全国医療福祉建築賞を受賞したところです。

又、仁多病院に隣接し、若者の定住を目的とした理学療法士、作業療法士を養成する四年生の専門学校「島根リハビリテーション学院」を設立、二百六十人の学生が勉学に励んでおり、学生の宿舎も広い間取りとし受入体制も万全となりました。

このように住民要望の諸施設が順次整いましたのでこれからは全国へ発信し、都市との交流人口の拡大を進める必要があると考えて

おります。
このたびNHK、きょうの料理「おなじみの著名な料理研究家中村成子先生を迎え交流施設「一味同心塾」も竣工しました。
又、本町は天然記念物「鬼の舌震」を初め「可部屋集成館」、「出雲多根自然博物館」、近くに「原記念館」と多くの景勝地、記念館にも恵まれております。
こうした都市間交流の拠点施設として、霊峰「玉峰山」の麓から湧き出で、古代から薬湯として効能の高い温泉を活用し、宿泊交流施設「玉峰山荘」もオープンしました。

今後、高速インターネットをフルに活用し本町の良さを全国へ紹介し、多くの方にご来町いただき活発な交流ができることを楽しみにしている昨今です。



情 報

紫外線の季節

米山公哲
医師・作家

陽射しが強い季節となってきましたが、日焼けは健康的だと思っはいませんか。今回は紫外線について解説します。

紫外線というのは、光の一種です。太陽の光は波長によって赤外線、可視光線、紫外線の大きく三つに分かれます。

さらに紫外線は三つに分かれており、UV A、UV B、UV Cと分類されます。UV Cはオゾン層にカットされて地上には届かないものです。だからオゾン層が破壊されると、UV Cまで地上に届くこととなります。

紫外線の基本的な性質は、波長が短くなるほど、エネルギーは大きくなります。UV Cが最もエネルギーが大きく、UV Aが最もエネルギーが小さいのです。地上に届く紫外線で一番エネルギーが大きいUV Bは、人体に悪影響を与えます。

紫外線の量は真夏が一番多いように思いますが、実は六月が一番多く、臨牀をやっている日光過敏症などは、五月や六月に患者さんが増えます。内科の外来でも患者さんが来ま

すから、花粉症が落ち着くと、今度には皮膚炎の時期というわけです。

紫外線のからだへの影響は、急性と慢性に分けて考えられます。

急性病変の代表は日焼けです。正式には紅斑と呼びます。紫外線により、毛細血管が膨張し充血して皮膚が赤くなります。充血が続けば、血管周辺が腫れてきます。これが日焼けなのです。さらに日焼けには二つのタイプがあります。ひとつは、サンタン(早い黒化)と呼ばれる、数分以内であらわれるものです。日光に当たるのをやめると、数時間後には焼失します。サンタンは酸化反応の結果、黒い色素であるメラニンが生じます。これはUV Aによるものです。

もう一方はサンバーンです。サンバーンは水泡ができることもあり、ひどい日焼けで、皮膚の火傷です。これはUV Bによるものです。サンバーンは赤みや水泡が消えたあと色素沈着がおこり、褐色のしみとなつて残ります。

慢性的な影響としては、皮膚癌があります。

紫外線によってDNAが傷つき、それが長期間繰り返されると遺伝子異常を引き起こし、癌化する遺伝子異常が起これば、皮膚癌になります。

紫外線によって起きる皮膚癌には、黒色腫、基底細胞癌などがあります。基底細胞癌は日本での皮膚癌性腫瘍では一番多く、八五%以上が

顔面に発現します。

紫外線の影響のもうひとつは眼です。紫外線の大部分は角膜で吸収されます。角膜を透過した紫外線の大部分は水晶体で吸収されますから、白内障を起こしやすくなります。

紫外線の中ではUV Bが白内障誘発に関与するといわれています。

紫外線から肌を守るには、当たらないが一番です。いままでのような炎天下での日焼けがいかに危険なものか分かったと思います。骨粗鬆症の予防のひとつとして、ビタミンD活性をして骨の代謝を刺激しなければいけません。そのために日光浴をすすめる人がいますが、間接的な光で十分です。

紫外線予防には紫外線を予防するクリームがあります。その表示には特殊なものが二つあります。SPFは、UV Bを防止する割合を示している、数字がUV Bをカットする倍率をあらわしています。SPF 2だと普通の状態より二倍日焼けしにくいということです。

PAは、UV Aを防止する割合を示している、「PA+」「+」は「-」(三つまで)と表示され、+が多いほどUV Aをたくさんカットするということ意味です。

紫外線予防クリームは汗をかいたり水で流されたりして、一回塗っただけでは一日効果が持続しません。数時間ごとに塗り直して使うほうが、効果は確実です。

第38回全国広報広聴研究大会(福島県郡山市)開催のご案内

「見つけよう!新世紀の広報広聴」 ~ “うつくしま、ふくしま。”から
一、内容
広報専門家、自治体担当者などによる、ITや電子自治体を中心とした講演、シンポジウム、パネルディスカッションを行います。
二、開催日
平成十三年八月三十日(木) 三十一日(金)
三、会場
福島県郡山市「ビッグパレットふくしま」(JR郡山駅からバスで約十五分)

- 四、講師
清原慶子氏(東京工科大学教授)
川上和久氏(明治学院大学教授)
矢野貴久氏(カフエグループ・ドットコム代表取締役)
田部井淳子氏(登山家「記念講演」)
- 五、参加費
会員…七千円
会員外…一万一千円
意見交換会参加費…六千円
- 六、参加申し込み方法
自治体の方は別送する申込書により、申込書に記載されている事務局分室へお申し込みください。それ以外の方は、日本広報協会までお問い合わせください。
- 七、問い合わせ先
(社)日本広報協会事業部
東京都港区北青山二七九日昭ビル
TEL…〇三 五四七四 六〇五〇
FAX…〇三 五四七四 六〇四五

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8~16F (2名)

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり幅広い用途にお使いいただけます



[交通案内]

- 有楽町線・半蔵門線・南北線 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号